

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次		
告示	ページ	
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1	
○大規模小売店の新設に関する届出 (経営支援課)	1	
○平成23年度製菓衛生師試験の実施 (食品・衛生課)	1	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2	
高知県人事委員会規則		
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 (4・6 掲示)	2	
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (〃 )	2	
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (〃 )	2	
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2	
高知県人事委員会告示		
◎給料表別級別職務区分表の一部改正 (4・6 掲示)	3	

-----  
告 示  
-----

### 高知県告示第218号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月5日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名
- |       |         |
|-------|---------|
| 土佐清水市 | 谷 口 正 年 |
| 〃     | 手 島 保 洋 |
| 〃     | 山 田 開   |
- (2) 加入区の名称
- 下川口加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
- 高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
- 平成23年4月5日から同月19日まで
- (2) 縦覧場所
- 高知県漁業協同組合下川口支所事務所

### 高知県告示第219号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成23年4月8日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- 株式会社よどや 代表取締役 佐藤 均
- (2) 届出者の住所
- 高知市高須三丁目28番30号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- よどやドラッグ須崎店  
須崎市大間東町4-37
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住 所
株式会社よどや	代表取締役 佐藤 均	高知市高須三丁目28番30号

- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
- 平成23年11月29日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 1,227平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
- 50台
- イ 駐輪場の収容台数
- 38台
- ウ 荷さばき施設の面積
- 40平方メートル

- エ 廃棄物等の保管施設の容量
- 7.2立方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 開店時刻 午前9時
- 閉店時刻 午後9時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前8時30分から午後9時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
- 4箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
- 平成23年3月28日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
- 高知県商工労働部経営支援課  
須崎市企画課商工観光係
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

-----  
公 告  
-----

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成23年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成23年4月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
- 平成23年7月14日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所
- 高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 3 試験手数料
- 9,400円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 4 受験願書の提出期間
- 平成23年6月10日（金）から同月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成23年6月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験願書の提出先

- (1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合にあっては、高知市保健所
  - (2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課
- 6 合格者の発表  
平成23年7月28日（木）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。  
また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 7 その他  
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成23年4月8日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成23年2月25日22高都計第600号	南国市田村字高樋甲109番3	南国市十市1936番地 山本 智恵

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月6日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第12号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中

「医師確保推進監  
地域産業振興監」  
を

「地域産業振興監  
企業立地推進監」  
に改め、同項3種の欄中

「地震防災指導監  
企画監」

を  
「企画監  
職員健康推進監  
地震防災指導監」

に、  
「女性相談支援センター所長」  
を  
「女性相談支援センター所長  
大阪事務所次長」

に改める。  
別表第1の7の表中「医療薬務課」を「医事薬務課」に改め、同表の15の表中「危機管理課」を「危機管理・防災課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月6日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第13号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中「中央西県税事務所長」を削り、

「大阪事務所長」

を  
「大阪事務所長  
高知高等技術学校長」  
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月6日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第14号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「安芸郡東洋町白浜140-3」を「安芸郡東洋町白浜140-5」に、「吾川郡いの町長沢38-3」を「吾川郡いの町長沢132-21」に改め、

幡多郡三原村来栖野346	三原村役場	1級
--------------	-------	----

を削る。

別表第2中「幡多郡大月町弘見2106-30」を「幡多郡大月町弘見2204-3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月8日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「地域産業振興監」を「地域産業振興監 企業立地推進監」に改め、「医師確保推進監」を削り、「秘書課の」を「秘書課のチーフ、」に、「行政管理課のチーフ、主幹、主査及び主事」を「行政管理課のチーフ、主幹及び主査」に改め、「主任、」を削り、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「課長補佐 企画監」を「企画監 課長補佐 専門企画員」に、「企画調整及び法規調査担当」を「企画調整担当」に改め、「及び主査」及び「専門企画員及び」を削り、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「研修支援担当」を「職能研修担当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第6号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、この告示による改正後の別表第1、別表第6及び別表第7の規定は、平成23年4月1日から適用する。

平成23年4月6日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第1の1級の知事部局の項中  
「林業普及指導員(6等級)」  
を  
「林業普及指導員(6等級)  
一等航海士(6等級)  
一等機関士(6等級)」  
に改め、同表の3級の知事部局の項中  
「一等機関士(4等級)」  
を  
「一等機関士(4等級)  
司書」  
に改め、同表の4級の監査委員事務局の項中  
「監査員」  
を  
「監査員  
主任」  
に改め、同表の7級の知事部局の項中  
「地域産業振興監」  
を  
「地域産業振興監  
企業立地推進監」  
に、  
「中央東県税事務所長」  
を  
「中央東県税事務所長  
中央西県税事務所長」  
に改め、「須崎福祉保健所長」及び「高知高等技術学校長」を削り、同表の7級の項中  
「  

議会事務局	事務局次長
監査委員事務局	

」  
を  
「  

監査委員事務局	事務局次長
---------	-------

」  
に改め、同表の8級の知事部局の項中「中央西県税事務所長」を「須崎福祉保健所長」に、

「大阪事務所長」  
を  
「大阪事務所長  
高知高等技術学校長」  
に改め、同表の8級の項中  
「  

教育委員会	教育次長
-------	------

」  
を  
「  

教育委員会	教育次長
議会事務局	事務局次長

」  
に改める。  
別表第6の3級の項中  
「主任研究員(3等級及び4等級)」  
を  
「主任研究員(3等級及び4等級)  
専門員」  
に改める。  
別表第7の3級の項中「職員健康推進監」を削り、同表の4級の項中  
「保健監」  
を  
「参事  
職員健康推進監  
保健監」  
に改め、「医師確保推進監」を削る。